



福祉関係 各種手当のご案内

国・県・市の主な福祉関係の制度（平成18年6月現在）を紹介いたします。

受け付けは、常時行っています
が、所得によって受けられない場合や内容を変更する場合もありますので、詳細については高浜市公式ホームページまたは、いきいき広場まで問い合わせください。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎5219871

区分	種類	対象	手当の月額	支給月	備考
母子・父子家庭対象	児童扶養手当 (国)	父がいないか、父が障害（身障手帳1級および2級の一部）状態にある家庭で、18歳到達年度末までの児童または20歳未満で障害の状態にある児童を養育している方	児童1人のとき 41,720円 児童2人のとき 46,720円 3人目以降は、1人増すごとに3,000円加算	4、8、12月	所得により手当額が異なります
	遺児手当 (県)	父または母の死亡、父母の離婚、父または母が重度の障害（身障手帳1級および2級の一部）などにある家庭で、18歳到達年度末までの児童を養育している方	遺児1人につき 4,500円	4、8、12月	所得制限あり
	遺児手当 (市)	父または母の死亡、父母の離婚、父または母が重度の障害（身障手帳1級および2級の一部）などにある家庭で、18歳到達年度末までの児童を養育している方	遺児1人につき 2,400円	3、9月	所得制限あり
障害者（児）対象	特別児童扶養手当 (国)	20歳未満の中度、重度（身障手帳1～3級および4級の一部または療育手帳A、B判定）の障害児を養育している方	重度50,750円 中度33,800円	4、8、11月	所得制限あり
	障害児福祉手当 (国+県)	20歳未満で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する方	A種21,540円 B種15,540円 C種14,380円		
	特別障害者手当 (国+県)	20歳以上で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する方	A種33,530円 B種27,530円 C種26,440円	2、5、8、11月	所得制限あり
	経過的福祉手当 (国+県)	20歳以上で従来の福祉手当の受給者であって特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方	A種21,540円 B種15,540円 C種14,380円		
	在宅重度障害者手当 (県)	①身障手帳1・2級かつ療育手帳A判定の合併者 ②身障手帳1・2級または療育手帳A判定の所持者 ③身障手帳3級かつ療育手帳B判定の合併者	左記①16,100円 左記②、③7,000円	4、8、12月	所得制限あり ※介護保険施設や社会福祉施設に入所（通所は除く）した場合は資格喪失になります
障害者扶助料 (市)	市内在住で、身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者	身障1級・療育A判定・精神1級 4,000円 身障2級 3,500円 身障3級・療育B判定・精神2級 3,000円 身障4～6級・療育C判定・精神3級 2,000円	3、9月	所得制限あり ※介護保険施設や社会福祉施設に入所（通所は除く）した場合は支給が停止されます	

※表の「種類」にある（ ）は、各行政による制度を表わしています。
※このほかに、災害見舞金の制度があります。詳細については、問い合わせください。